

# 労働基準広報 2014 No.1813

## 3/21

### CONTENTS

#### 連載 トラブル防止の労働法実務 ————— 6

～第19回・賃金・退職金の法律知識③～

## 残業手当の定額払いは法定の割増賃金以上の金額でなければ違法に

今回は、「賃金・退職金の法律知識③」として、「休業手当等」、「賞与」、「割増賃金」について解説してもらった。残業手当（時間外・休日労働の割増賃金）の定額払いは、労基法上、違法ではない。しかし、実際には定額残業手当相当分を超える時間の残業をしていて、その分の残業代が支払われない場合、違法になる。残業手当が定額になっていても、定額残業手当相当分を超える時間の残業をした場合、不足した差額は支払わなければならない。

（労務コンサルタント・布施直春）

●トピックⅠ／労働保険等における  
「現物給与の価額」の改定 — 22  
4月1日から19都府県について  
食事の価額を実態に即して改定  
（編集部）

●トピックⅡ／労働移動支援助成金の抜本的拡充 — 26  
上限を1人60万円・500人に引上げ  
人材受け入れ先への助成制度も創設  
（編集部）

●労働局ジャーナル ————— 29  
自動車運転者を使用する92事業場に対し  
労働基準関係法令違反を是正指導  
〔埼玉労働局〕

●レポート/ILOシンポジウム「仕事と復興」 — 30  
仕事を与えることが人身の荒廃や  
被災地の空洞化を防ぐ  
（編集部）

●NEWS ————— 1  
（厚労省・賃金上げる中小企業向けの助成金  
拡充）最賃額が比較的高い7府県を対象に追加  
／（25年賃金構造基本統計調査結果）所定内給  
与は4年ぶりに減少して29万5700円／（27年4  
月1日施行目指し法案上程）無期転換ルールの  
特例は特別措置法の形で法制化／ほか

●企業の安全配慮義務／過労死・過労自殺  
そのときどうする？ ————— 32  
第37回 具体的事例検討⑩ 自殺未遂と復職後の死亡  
復職の際は業務の量・内容等が  
過重にならないような措置を  
（弁護士・井澤慎次）

●労務資料 平成25年賃金構造基本統計調査  
結果②～都道府県別速報～ — 41 ●連載 労  
働スクランブル⑩（労働評論家・飯田康夫）  
— 46 ●わたしの監督雑感 愛知・岡崎労働  
基準監督署西尾支署長 肥後知典 — 54 ●今  
月の資料室 — 56

#### 労務相談室

回答者

損害賠償〔任意保険未加入のマイカー通勤者の事故〕会社に賠償責任及ぶか — 48 弁護士・新弘江  
懲戒〔うつ病で休職中の社員がスキー〕虚偽の休職なら懲戒処分は — 50 弁護士・荻谷聡史  
労働基準法〔有期契約や派遣労働者〕管理監督者にしても問題ないか — 52 弁護士・鈴木一嗣

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

\*\*\*本誌ご購入の皆様へ\*\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内